

堺市産業振興センター本館空調設備改修工事 仕様書

1. 工事名

堺市産業振興センター本館空調設備改修工事

2. 工事場所

堺市北区長曾根町 183 番地 5

3. 工事期間

契約日から令和 5 年 3 月 24 日

4. 工事内容

空調設備改修工事（空調機器（ファンコイルユニット）、配管、ダクト、撤去工事）

空調設備改修工事に伴う建築改修工事

空調設備改修工事に伴う電気設備改修工事

5. 特記事項

- ① 表示内容の詳細等について疑義が生じた場合は、センターと十分協議を行い、決定すること。
- ② 資機材搬入、解体、施工、搬出についても、センターと協議し、工事を推進すること。
- ③ 受託者は、各種作業の開始前に当日の作業内容、作業に従事する人員、作業順序及び変更事項の有無等についてセンターに報告すること。
- ④ 受託者は、作業当日の開始時に作業実施の内容と終了時に状況の報告をセンターに行うこと。尚、必要に応じて資料を添付すること。
- ⑤ 受託者は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が生じた場合には、速やかにその内容をセンターに報告し、指示を受け、解決を図り、その結果を報告すること。
- ⑥ 受託者は、作業の実施にあたり事故の防止と安全確保の為、必要に応じて次の対策を講じること。
 - 1) 車両の搬出入経路、積み下ろし作業が行われる場所等で、安全を確保する必要があると判断される場合には、警備員を配備すること。
 - 2) 各種作業の実施時は、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者の安全を確保するために、必要に応じて警備員を配備すること。
 - 3) 工事にあたっては、避難経路等の妨げにならないように十分に配慮すること。また、道路や室内経路（床・壁・天井）等を汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。
 - 4) 階の上下間の搬出入に既設の人荷用エレベータを使用する場合には、箱内（床・壁・天井等）の養生を行うと共に、積載荷重については、予め同荷重内に抑えるように書面にて計画を立て、センター職員の承諾を得てから作業に入ること。
- ⑦ 受託者は、作業実施にあたって、関係法令等を遵守し、第三者のほか、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者の安全確保に万全を期しながら、作業に努め、事故のないよう行うこと。万一作業中に下記の人身事故、物損事故、搬送物品の破損・遺失等の事故が発生した場合には、その損害補償については、受託者の責任とし、速やかに対処すること。

- 1) 第三者、来館者及び利用者、センター職員、その他関係者及び受託者の従業員の人身事故。
 - 2) 作業車両等による全ての人身事故。
 - 3) センター敷地内の緑石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故。
 - 4) その他、受託者の管理責任に基づく事故。
- ⑧ 受託者は、本作業の実施にあたり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- ⑨ 受託者は、下記の事項を遵守すること。
- 1) 本工事に従事する管理責任者（現場代理人等）を中心とした体制表（従事者の氏名等を明記）を作成し、センター職員の承諾を得ること。
 - 2) また、日常の作業に従事する従事者に関しても予め、その会社名・氏名等をセンターに届けること。
 - 3) 作業員には、服装の統一、名札・本工事に用いる腕章（識別し易いもの）等を着用し、当該人が本作業の従事者であることが、明らかに認識できるようにすること。
 - 4) 工事関係者は、本工事に関係ない場所には、みだりに立ち入らないことを徹底すること。
 - 5) 指定場所以外の喫煙は禁止する。
 - 6) 本工事に関して、火気・危険物の持ち込みは禁止する。但し、工事に必要な場合は、予めセンターの承諾を得ること。
- ⑩ 受託者は、本工事が完了したときは、完了報告書を提出し、センターの検査を受けること。
- ⑪ 工事計画（仮設を含む）は、貸館業務（本館各所・イベントホールを含む）・センター業務（本館 1 階・2 階・3 階）及びレストラン業務に支障のないよう下記事項を配慮の上で立案し、センターと協議を行い、その承諾を得ること。
- ・ 2 階小ホールは、10 月 1 日～11 月 30 日（9 時から 21 時）の間、貸館利用を停止しているの
でその間に工事を行うこと
 - ・ 5 階コンベンションホール横の準備室及び映写室は、ワクチン接種会場の控室になっているた
め工事にあたって調整が必要である。
 - ・ 事務室は、平日 9 時から 17 時 30 分が執務のため工事にあたって調整が必要である。支障が
ある場合は夜間、土日祝の工事の場合がある。
 - ・ 共用部分の工事は、利用者等に配慮することが必要である。
 - ・ 騒音、振動を伴う工事は、センター業務に支障のないようにセンターと協議の上で行うこと
 - ・ その他、必要なことは協議による。
- ⑫ 本仕様書に定めない事項が発生したときは、本工事を円滑に実施することをむねとし、その都
度、遅滞なく協議し、これを定めるものとする。